

2026年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(新1年生向け)

以下に続く資料は、2026年2月26日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイト等に追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイト等をチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、この資料とあわせて、各科目のシラバスもご確認ください。

<公式サイト URL>

<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<Web シラバス URL>

<https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/>

※ID、パスワードの入力なしでログインしてシラバスの検索・閲覧ができます。

2026/2/26 現在

憲法Ⅰ 平良 小百合

「憲法Ⅰ」の授業では、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」の分野に関する授業を行います。（ただし、適正手続、国務請求権、参政権については、1年次後期の「憲法Ⅱ」で対応するので、取り扱いません。）授業開始時までに、まずは大まかにでも憲法の体系、基本的な考え方を把握するために、教科書として指定した芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）を通読しておいてください。「憲法Ⅰ」で扱う範囲は非常に広いので、教科書に書かれていること全てを授業中に説明することはありません。基本的な用語の定義、憲法上の権利保障の沿革等は、各自、教科書を読んで把握しておいてください。また、余力があれば、教科書に取りあげられている判例については、長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2025年）に記載されている〈事案〉、〈判旨〉と照らし合わせながら読んでください。

授業では、いわゆる三段階審査論を用いて説明していく場面もあります。同論に基づく渡辺康行ほか『憲法Ⅰ基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）や小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』（尚学社、2016年）で、三段階審査とは何かという部分を読んでおくと、理解がスムーズになるでしょう。その他、参考文献を授業中に紹介することもあります。

〈初回授業の予習課題〉

初回の授業までに、必ず manaba に掲載（初回授業日の1週間前までに掲載します）の第1回のレジュメに目を通すとともに、そこに挙げられている判例について、〈事案〉と〈判旨〉を『憲法判例百選』で確認しておいてください。授業時に、判例の事案、判旨に関する質問に答えていただきます。また、設問に対する受講者の考えも述べていただきます。

+++++

民法Ⅱ 小峯 庸平

民法Ⅱでは、春夏学期の23回の授業を通じて、「債権各論」について学んでいただきます。債権各論は、債権の発生原因である①契約と②法定債権（事務管理・不当利得・不法行為）を扱います。初めて民法を学ぶ学生が、民法Ⅰ（総則・物権）や民法Ⅳ（家族）と併せて、洪水のような情報量の中で民法の全体像をつかんでいただくことが、カリキュラム上の大きな目標になります。

授業は、予習として教科書を読んでいただくことを前提として講義を進めていきます。教科書の内容に沿った予習用質問をあらかじめ提示し、質問に対する答えを準備する過程で教科書を読んでいただくこととなります。授業内では、予習用質問についてこちらから問いかけを行い、学生の応答を踏まえて、教員から、その補足をしたり、陥りやすい間違いなど

を説明していくこととなります。また、授業を通じての知識の定着度を確認するために、週に一度小テストを実施することを予定しています。小テストの準備をすることが、授業の復習となることでしょう。

週に2回の授業がありますが、1回当たりの予習範囲は教科書の30頁前後となります。毎回の授業の予習で、初めて読むものを30頁読んでいくのは、相当に目まぐるしいものになります。教科書にあらかじめ目を通し、用語や内容に予め馴染んでおくことが大切です。民法Ⅱの授業では、はじめに②法定債権の中から不法行為を取り扱います。このあたりから、まずは読み始めてみてください。初回に向けた予習用質問は、4月の第1週の間にはmanabaを通じて配布します。

+++++

民法Ⅳ 石綿 はる美

民法Ⅳ(親族法、相続法)の授業は、春夏学期において隔週で計6回行います。シラバスの記載を事前に必ず確認し、授業日を間違えないよう注意してください。学部では2~4単位で行う内容を1単位で扱うので、メリハリをつけて講義を進めていきたいと思っています(必然的に皆さんの自習部分が増えることとなります)。

春休みの間は、民法Ⅰ・Ⅱの予習を中心に行っていただければと思いますが、民法Ⅳについて予習をしたい人は、以下のいずれかの該当箇所を読んで予習をしてみてください。

・山本敬三監修『有斐閣ストウディア民法7 家族〔第2版〕』(有斐閣、2026年)

※3月刊行予定

・道垣内弘人『リーガルベシス民法入門〔第5版〕』(日本経済新聞出版、2024年)

・潮見佳男(長野史寛他補訂)『民法(全)〔第3版補訂版〕』(有斐閣、2025年)

なお、教科書としては、前田陽一=本山敦=浦野由紀子『リーガルクエスト民法Ⅵ〔第8版〕』(有斐閣、2025年)を指定しますが、初めて読む教科書としては少し難しいかもしれません。

ある程度学修が進んでいて、事例問題を解いてみたいという人には、沖野眞巳=窪田充見=佐久間毅編著『民法演習サブノート 210問〔第3版〕』(弘文堂、2025年)をお薦めします。

初回授業の予習用課題は、別紙で配布します。(※)

なお、担当者が2023年度に学部の民法(家族)の講義を担当した動画やレジュメが、google classroom(クラスコード:w152nrv)上で確認できます。全部で13回の講義で、その後法律が改正されているものも一部ありますが、大枠は変わりませんので、書籍を読むよりも動画で概要をつかみたい等という方は、必要に応じて、適宜、ご活用ください。

※別紙は予習指示本文の最終ページ以降に掲載しています。

+++++

刑法Ⅰ 酒井 智之

刑法Ⅰでは主として刑法各論を取り扱います。刑法総論に関する事項は主として刑法Ⅱで取り上げることとなりますが、この授業でも必要に応じて最低限の内容を適宜紹介しません。

各授業の前にあらかじめ予習内容を掲示するので、該当範囲のテキストを読み、予習内容に記載された問いに対する回答をあらかじめ用意するようにしてください。第1回の予習内容については、後ほど別に案内します。

第1回の授業が始まるまでの予習として取り組んでもらいたいのは、刑法各論の教科書を(第1回で取り扱う範囲だけでなく全体を)一読しておくことです。もちろん、あらかじめ全ての事項について完全な記憶・理解を求める趣旨ではなく、刑法各論における議論の全体像を大まかに把握してもらうためのものです。

教科書として指定するのは、本庄武(編)『ベシス刑法各論』(八千代出版、2022)です。難解な記述が少なく、判例の立場の解説に重点が置かれているため、未修者が最初に読むテキストに適していると思われます。もっとも、必ずこれを用意してもらいたいというわけではなく、既に他の基本書・教科書をお持ちの場合や、書店等で目を通し自分とは相性が悪いと感じた場合には、他のものを使用していただいて構いません。また、前述のテキストはあくまで初学者向けのものです。今後の学修において授業や予習・復習をこなし、理解を深めるためには、より詳細な内容の基本書・教科書を参照することも(ときに)必要になってきます。第1回の授業でいくつか紹介しますが、たとえば井田良『講義刑法学・各論(第3版)』(有斐閣、2023)などが挙げられます。

+++++

導入ゼミ 高平 奇恵

『刑事訴訟法判例百選〔第11版〕』に掲載されている事案を1件選び、判決全文及び評釈を読んだ上で、どこがわからないか(わからないところはないという結論でももちろん大丈夫です)を確認してきてください。なお、判例評釈は、一橋大学附属図書館ウェブサイトから、My Libraryにログインし、データベース「Westlaw Japan」を利用して入手することが可能です。また、判決全文は、データベース「LEX/DB インターネット」を利用して入手することが可能です。

別紙 民法Ⅳ 第1回予習事項

〔親族〕

【予習範囲】

・教科書：23～28頁

【予習課題】

Q1.親族・血族・姻族とは何か。

Q2.親等とは何か。

Q3.ある者AとBが親族であることによる効果としてどのようなものがあるか。

〔婚姻の成立〕

【予習範囲】

・教科書：40～50頁

・判例集：百選Ⅲ-1～5（特に5事件）

【予習課題】（*は難易度がやや高いもの）

Q1.婚姻の成立要件にはどのようなものがあるか？どの条文に規定されているか。

Q2.婚姻の成立における届出は、報告的届出、創設的届出のどちらか？

Q3*婚姻意思とはどのようなものか。

- ・学説にはどのような考え方の対立があるか。
- ・それぞれの学説の立場は、どのような結論の違いをもたらすか。
- ・*判例の立場はどのようなものか（百選1、2事件）

→判例の立場を整理するのは難しいかもしれませんが、判例の内容については、説明できるようにしておいてください。

Q4 婚姻障害の内容は、どのようなものがあるか。

Q5 婚姻障害があるにもかかわらず婚姻届が受理された場合の効果について、条文を挙げながら説明しなさい。

※余力のある人・興味のある人は、以下の設例を考えながら予習をしてください。

【設例1】A男とB女は約4年にわたり交際を続け、交際4年目の平成5年にBは妊娠をし、同年、女兒Cを出産した。子どもの誕生を機に、ABは婚姻をすることを考えたが、お互い仕事で忙しくしているうちに、機会を逸した。平成7年に、Aは職場の後輩であるDと結婚の話が持ち上がった。Aがその旨をBに告げると、Bは「このままだとCは嫡出でない子のままなので、Cを嫡出子とするために、婚姻届は出してほしい。すぐ、離婚届を出すので。」と述べた。AもBの主張はもっともだと考え、ABは婚姻届を提出した。Aは、すぐ離婚届が提出されると考え、Dと挙式をし、同居も始めたが、Bはなかなか離婚に応じなかった。AはABの婚姻の無効を主張することができるか。

【設例 2】 A 男は不治の病により余命いくばくもないと診断された。死期を悟った A は、献身的に介護をしてくれた B 女にせめて財産を残したいと考え、AB は婚姻届を作成し、B が区役所に提出した。その 3 日後、A は死亡した。

(1) A の母である C は、AB の婚姻の無効を主張することができるか？

(2) B が区役所に婚姻届を提出しに行っている最中に、A は意識不明となった。そのまま意識が回復することなく、3 日後に A は死亡したという事情がある場合、C は婚姻の無効を主張することができるか。

【設例 3】 A と B は、学生時代から約 10 年間同棲をしていた。B が冗談で S 市役所から持ってきた婚姻届を見た A は、B に黙って婚姻届に記入をし、市役所に提出した。B は、パスポートを取得するために戸籍抄本を取り寄せた時に、この事実を知ったが、付き合いも長いので構わないだろうと思い、特に何も言わずにいた。ところが、その後、B は職場の後輩 C と懇意になり、C が妊娠したこともあり、C と結婚したいと考えるようになった。B は AB 間の婚姻の無効を主張することができるのか。

〔婚姻の効果・婚姻の解消・婚約・内縁〕※民法 761 条関係はとばします。

【予習範囲】

・教科書：36～40 頁、51～120 頁です。

・判例集：百選Ⅲ-6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28 事件 ※太字が重要

【予習課題】

Q1.婚姻の効果として、どのようなものがあるのか。条文を挙げながら説明しなさい。

Q2.民法は、どのような夫婦財産制を用意しているか。条文を挙げながら説明しなさい。

Q3.民法の法定財産制の概要を説明しなさい。

Q3-1.夫婦の婚姻費用の分担について説明しなさい。

・婚姻費用とは何か。・婚姻費用をどのように分担をするのか。

Q3-2.夫婦が婚姻中に取得した財産は、どのように夫婦に帰属するか。

Q3-3 夫婦が日常家事債務について連帯して責任を負うということとはどのようなことを意味するのか。日常家事債務の範囲外の法律行為が行われた場合の法律関係はどうか。
→第 6 回に扱う予定です。

Q4.婚姻の解消（離婚・死別）の効果はどのようなものか。条文を挙げながら説明しなさい。

・氏、姻族関係、財産関係を中心に整理をすること。

Q5.離婚の方法として、民法はどのような制度を用意しているか。

民法に規定されているものの他に、どのような制度があるか。

Q6.協議離婚の要件について説明しなさい。

Cf)婚姻の成立要件を、併せて復習しておくこと。

Q7.裁判離婚における離婚原因はどのようなものか。条文を挙げながら説明しなさい。

Q8.有責配偶者からの離婚請求について

- ・何が問題なのか。
- ・判例の立場はどのように変化したか。
ポイントになる判例をあげながら、説明できるようにしなさい。
- ・学説の考え方はどのようなものか。

Q9.離婚における夫婦の財産関係

- ・財産分与とは何か。財産分与には、どのような要素が含まれているか。
- ・慰謝料との関係はどうなるのか。

Q10.離婚の場合に、未成年の子がいた場合の親権者、監護者の決定はどのようになるのか。

- ・親権者、監護者とは、それぞれどのような者か。

Q11.婚約はどのような場合に成立し、婚約の効果はどのようなものか説明しなさい。

Q12.内縁が成立する要件はどのようなものか。

Q13.内縁の効果はどのようなものか、法律婚と比較しながら説明しなさい。

Q14.婚約や内縁が一方的に破棄された場合の法律関係について説明しなさい。

※余力のある方は、以下の事例について検討してみてください。(第6回に扱います)

【事例1】銀行に勤める夫Aとフラワーデザイナーとして働く妻Bは婚姻関係にあり、ともに一定の収入がある。

①Aは、某社の製品が大好きで、某社からパソコンの新製品が発売されるたびに購入していた。新たに発売された新商品(30万円)を購入しようとしたところが、月々の小遣いではやりくりがつかず、C銀行のフリーローンから30万円を借り受けた。弁済期になってもAが借入金を返済しないので、CはBに支払いを求めた。Bは支払の責任を負うか。

②AはAの単独名義で自動車を所有していたが、海外に単身赴任した。Bはペーパードライバーであったことから、自動車を80万円で中古車屋Dに売却した。その1か月後に、急に海外赴任から帰国したAは、売買契約は無効であるとして、Dに自動車の返還を求めた。この主張は認められるか。

【事例2】ABは結婚して20年の夫婦であり、その間に、未成年の子C(15歳)がいる。しかし、12年ほど前から、Aは、D女と同棲をしており、Dとの間に、Eが誕生した。Aから離婚請求をすることはできるか。

【事例3】A女はB男と婚姻をしていたが、Bの母との関係が悪化したこと、またBによる暴力・暴言から、離婚を決意するに至った。裁判離婚において、BからAに対して、タンス一棹が財産分与として与えられた。

その後、Aは、Bの虐待により離婚を余儀なくされたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として、30万円を請求するに至った。Aの請求は認められるか。